**補綴歯科専門医の申請方法**

（2022年4月1日制定）

公益社団法人日本補綴歯科学会および特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下、両会という。）が合同で設け運用する専門医制度に則り、補綴歯科専門医（以下、「専門医」という。）に申請する者は、以下の申請資格や申請方法をよく読んで、遺漏が内容に対応すること。

【申請資格】

１．日本国歯科医師免許を有すること

２．両会いづれかの会員歴を５年以上継続して有すること　〔申請締切日（毎年9月末と3月末）までに〕

３．専門医認定小委員会、さらには両会の理事会の議を経て、一般社団法人日本歯科専門医機構（以下、専門医機構という。）が認定した認定研修機関で５年以上の診療および研究に従事すること

４．専門医試験（多肢選択式筆記試験）に合格していること

５．認定研修内容の完備 （360単位以上）

１）学術大会への出席：　２８単位以上必要

両会の学術大会、専門医研修会、補綴歯科臨床研鑽会プロソ（以下、プロソという。）咬合フォーラム等への出席… ４単位／１回

生涯学習公開セミナー…２単位／１回

２）歯科補綴学に関連する領域の発表：　筆頭著者または演者の場合を必ず含み１２単位以上必要

論文発表 筆頭著者 -------- ８単位

筆頭著者以外の共著者 -------- ４単位

口頭発表（ポスター等を含む） 演 者 -------- ６単位

演者以外の共同発表者 -------- ３単位

３）歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療：　A.とB.で310単位以上必要

A.治療終了後、３年以上の経過観察を行った症例１症例 ------ １０単位

この症例は両会が設定する会場においてケースプレゼンテーションを行うとともに、発表当日に口述試験を受ける。

B.治療を終了した基本的な症例＊１ -------------------------- ２単位（1装置）

治療を終了した難症例＊２　---------------------------------　５単位（1口腔）

100装置以上（有床義歯30装置以上）と難症例20例以上を必ず含むこと

＊１「基本的な症例」

本会症例型分類（歯質欠損、部分歯列欠損、全部歯列欠損）におけるLevelⅠ、LevelⅡの症例とする。ただし、LevelⅢ、LevelⅣの症例を「基本的な症例」に含めることも可とする。

＊２「難症例」

本会症例型分類（部分歯列欠損、全部歯列欠損）におけるLevelⅢ、LevelⅣの症例、もしくは別紙「補綴歯科の専門性」における「難症例の病態」に示された症例とする。

４）歯科専門医共通研修の必修項目の履修：　10単位以上

共通研修区分①医療倫理、②患者・医療者関係の構築、③医療安全、④院内感染対策、⑤医療関連法規・医療経済とし、1 講習1時間を1単位で、申請までの5年間で10単位以上を取得すること。なお、1年間で2単位ずつ取得するのが望ましい。

ただし、申請日が2026年3月31日以前に申請する場合は、2022年4月1日を起点に申請までの年数×2単位が必須単位となる。

※論文受理後に開催される補綴歯科専門医認定小委員会までに10単位揃っていれば可とする。揃っていない場合は、揃い次第、審査対象となる。（ケースプレゼンテーション申請時に揃っていなくても可。）

【申請方法】

補綴歯科専門医申請用ケースプレゼンテーション申請書(様式9，9-2)に必要事項を記入のうえ、両学会学術大会、支部学術大会の演題締切日までに、所属する学会事務局に郵送する。（大会事務局への演題登録も済ませる）

下記申請書類一式（原本1部、コピー2部、合計3部（添付業績も含む）を発表学術大会開催日の1ヵ月前までに所属する学会事務局に送付すること。

１．申請書類

１）補綴歯科専門医申請書 (様式1)

必ず2名の推薦指導医の氏名を記載、捺印すること。

２）履歴書 (様式２)

３）歯科医師免許証の写し

４）学会会員歴証明書 (様式３)

入会日が不明の場合は申請者の氏名のみ記載すること。（入会日は学会事務局で記入。）

５）補綴歯科専門医認定研修証明書 (様式４)

（継続中、修了）いずれか該当する方を○で囲むこと。

６）学術大会出席記録 (様式５)

７）歯科補綴学に関する発表記録 (様式６)

記載した論文の別刷（コピーでも可）および学会発表のプログラムと抄録部分のコピーを添付すること。

８）歯科補綴学に関連する領域の疾患の治療記録 (様式７)

３年以上の経過観察を行った症例で、様式に基づき患者名、性別、生年月日、初診年月日、診断名、症型分類、症例の主題、治療内容、経過、考察および指導医の意見を記載すること。

９）補綴装置一覧表　(様式８-1)

治療を終了した基本的な症例で、記載例を参考に記載すること。

10）歯科補綴学に関連する領域の疾患の治療記録 (様式８)

治療を終了した難症例で、様式に基づき患者名、性別、生年月日、初診年月日、診断名、治療内容、経過、考察および指導医の意見を記載すること。

※指導医の署名は必ず自筆、フルネームで記載すること。ゴム印は不可。指導医の押印は、電子印鑑は不可。

10）ケースプレゼンテーションの審査結果報告書　（様式１１）

発表学会、発表日、演題名、発表者名、所属を記載すること。

11）認定医・専門医試験合格通知書のコピー

12）受講済みの共通研修の修了証のコピー（研修単位確認マイページに登録済みの修了証は送付不要。）

２．申請料

申請書類一式が届き次第、事務局から順次、ご登録のメールアドレス宛に請求案内をさせていただきます。会員ページよりお手続きください。提出された申請書類および一旦納入された申請料の返却はしません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 料金 | 消費税 | 合計 |
| 認定申請料 | 9,091円 | 909円 | 10,000円 |
| 認定審査料 | 18,182円 | 1,818円 | 20,000円 |
| **合計** | **27,273円** | **2,727円** | **30,000円** |

①クレジット支払

②銀行バンクチェック支払

会員マイページで受付作業をするとりそな銀行の口座が自動発行されます。（1つの請求につき1つの振込先口座）銀行窓口/ATM/ネットバンキングなど任意の方法でお振り込みください。必ず会員名でお振込みください。

※年会費を自動口座振替に設定されている方は、会員マイページ

請求/入金情報欄の[支払方法を変更する]　より支払方法を変更してお支払いしてください。

会員情報欄の［次回請求時の支払方法を変更する］より変更しますと、年会費の自動口座振替が解除されてしまいますのでご注意ください。

３．ケースプレゼンテーションならびに口述試験

１）「補綴歯科専門医申請のためのケースプレゼンテーション」は両学会学術大会ならびに支部学術大会で専用コーナーを設け、ポスター発表の形式で行う。

２）発表は学術大会のポスター発表のガイドラインに従う。

３）所属名として教育機関在籍者は教育機関名を、その他の者は所属支部名を明記する。また、連絡先を明示する。

４)演者は単名とする。

５）症例の特徴（問題点、着眼点、工夫、改善策、解決策等）を簡潔に明記する。

６）初診時、治療中、経過観察中のX線写真、研究用模型ならびに口腔内写真等を提示する。

７）展示時間内に複数の審査員の審査を受ける。

８）発表終了後に発表内容（様式１０）を所属する学会事務局に郵送する。（3月末または9月末が締切）

【専門医の審査】

補綴歯科専門医認定申請者は、毎年4月と10月に行われる補綴歯科専門医認定小委員会で下記３点に基づき審議し、補綴歯科専門医制度・認定委員会および両会の理事会の議を経て、専門医機構に認定された者を専門医として認定する。

１．申請書類

２．発表内容 （様式１０）

３．ケースプレゼンテーションの審査結果 （様式１１）

補綴歯科専門医認定小委員会終了後、学会事務局から審査結果を申請者に通知する。申請者は、[日本補綴歯科学会雑誌投稿規程](https://www.hotetsu.com/s4_09.html)を確認のうえ、補綴歯科専門医認定小委員会における合格の日から起算して3ヶ月以内に日本補綴歯科学会雑誌に投稿し、1年以内に「論文受理証明書」を取得。

【専門医認定（認定証の交付）】

１．申請者は症例論文掲載決定後、補綴歯科専門医登録申請書（様式12）の必要事項を記入、論文受理証明書のコピーと併せて、所属する学会事務局に送付する。

２．登録メールアドレス宛に以下の登録料を請求案内が届いたら、支払手続きを行う。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 料金 | 消費税 | 合計 |
| 専門医機構登録料 | 10,000円 | 1,000円 | 11,000円 |

３．上記２．の手続き確認後、補綴歯科専門医認定小委員会、補綴歯科専門医制度・認定委員会及び両会の理事会で承認後、日本歯科専門医機構の理事会で認定、認定証が交付される。

次回の補綴歯科専門医認定小委員会の前日迄に登録料の納入のない者は、補綴歯科専門医認定小委員会で資格失効の処置をとる（新しく申請をし直す）。